

第 八 十 二 号 議 案

青 少 年 の 翼 基 金 条 例 を 廃 止 す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 六 年 十 一 月 二 十 二 日

提 出 者

江 戸 川 区 長

斉

藤

猛

青少年の翼基金条例を廃止する条例
青少年の翼基金条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十八号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

（説明）

鈴木青少年の翼基金が設置されたことを踏まえ、青少年の翼基金を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。